

Ⅱ 総理の中国政策に関するダレス特使あて私信 と占領改革に関するマックアーサー元帥あて申 しいれ

第 1 中国政策に関する総理のダレス特使あて私信

総理は、さきにかのべたように、2月14日且黒公邸で条約局長にむかつて対中共滲透戦に関し日頃抱懐される構想を語られ、それをダレス大使あて私信にまとめあげるよう下命された。

私信案は、2月16日、且黒公邸で小畑くんによつて作成された。内容は、総理の語られた構想そのままである。

私信は、次のような趣旨である。

「貴下の東京滞在中議論いたす機会をもちたいと思いながらその機をえなかつた問題について本書を呈します。それは中国問題であります。

1934年わたくしはニューヨークでハウス大佐と会いました。5分間の約束でしたが、1時間半話しあいました。太平洋全地域の平和と繁栄の増進のため中国に関する米・英・日の3国間の理解と協力の問題を議論したのでした。

今や中国をふくむアジア大陸をおおう共産主義の前進にかんがみましてただに3国だけでなく関係国すべての間のこのような理解と協力がこれら諸国の存在そのものために最緊要事となりました。われわれの最初の仕事は中国をロシアの手中からもぎとつて自由国陣営に仲間いりさせることでなければなりません。

わたくしは、モスクーの4億5千万中国人にたいする把握がそうつよいともまた永続的とも信じません。中国を民主陣営に取りもどす方法はたくさんあるはずですが。この点について日本の為しうるひとつのことは滲透であります。滲透はソ連の好んで用いる方法であります。しかし、われわれもまたこの方法を用いてはならないという理由はないと思います。地理的に近いのと人種と言語、文化と通商の古い絆のゆえに日本人は竹のカーテンを突破する役目に最も適しています。いかがなものでしょうか？

これはわたくしの思いついた考えでしかありません。平和条約の討議に新しい論点をもちこもうとしているわけではありません。しかし平和の後取りあぐべきものとして貴下がこの日本の共産主義中国逆滲透という考えを心にとめておられますよう希望します」

上記の2月6日付わが方の覚書は、大要

1. 連合軍最高司令官の終始変らない熱烈なる支援により、近い将来において平和条約が締結されるという見通しを持つにいたつた今日、日本政府は、過去数年の連合軍占領の期間中に公布された法律および政令のあるものの改廃の問題—政府において先般来考慮してきたつた問題である—について連合軍最高司令官総司令部の意見をたたき、かつ、その忠言と援助を求めることが時宜をえているものと考慮する。
 2. 日本の降伏後の立法の大部分は占領当局の示唆または勧告に基づきその援助と協力をえて作成された法律から成つてゐる。これらは国会によつて適法に国法として制定されたものである。したがつてこれらは平和条約の締結によつてなんの影響も受けない。事実、これら法律の大多数は、よく運営され高い理想と有用な目的に役立つつあつて、ながく日本の新民主主義的立法の基礎的特徴として存続するであろう。他方、時世後れになつたものもあるし、また、実施の結果日本の実情にいずれかの点で適しないことが分明したものもある。これらは、場合に応じ、廃止または改正したい。
 3. 連合軍最高司令官の指令を実施するために政府が公布したいいわゆるポツダム政令についても同様のことがいえる。とくに純粹に占領の行政的必要を充たすことを目的とした政令は平和の締結と同時にその存在理由を失つてしまふであろう。これらは廃止すべきである。他に内容に多少の改変を加えて国法として制定することによつて存続させられるものもある。
 4. 日米友好関係のために、提案された廃止と改正ができるかぎり占領の終了前に実施されるよう強く希望する。
 5. 日本政府は、本件を好意的に考慮するよう要請し、また、すみやかに回答いただければ幸甚である。
- とのべ、別に法律に関するAリストとポツダム政令に関するBリストが添付されている。

内閣官房長官のところで作成した原案とその英訳文は、付録26

2月6日付外務省発連合軍最高司令官総司令部宛覚書は、付録27に収めてある。

(49)

総理は、2月16日の午後マックアーサー元帥と会談された節、この私信の内容を話され元帥の了承をえられた。

この私信は、翌17日午後タイプして次官に渡した。次官は、ちょうど19日東京を立ち一時帰国するシーボルト大使に託送される手管になつてゐたが、総理思いとどまられたため、ついに託送されずにそのままになつてしまつた。

当時作成した2月16日の総理マ元帥会談メモは

「……

3. 支那問題に関するダレス大使宛私信の内容を話され同意をえらる。私信は、16日目黒にてつくりしもの。(私信は、別添のとおり。)

17日午後、私信をタイプして次官に渡す。19日帰米のシーボルト大使に託送の筈なり」

とあり、欄外に

「総理、思いとどまられて、託送されず、2・24西村記入」と添えかきしてある。

私信の英文は、付録25に収めてある。

第2 占領改革に関する総理のマックアーサー元帥あて申し入れ

占領管理下の諸改革について1月26日受領した議題表—前巻付録2—は日本の意向を聞いている。1月29日の会談で総理は、「占領中に日本が要請されて実施した各般の改革にはずいぶん日本の実情を無視し、また、日本の自立を阻害しているものがある。これらは、占領軍が日本にいる間に占領軍の手で実情に即するよう改廃されることを希望する」旨をのべられた。議題表にたいしわが方から提出した文書—前巻付録6—にもこの趣旨がくりかえされている。

しかし1月31日の会談で、ダレス大使は、占領改革は平和条約の問題でないから要請は司令部にだしその写しをシーボルト大使に送付されたいとのべた。

そこで、内閣官房長官のところでは佐藤法務府法制意見長官と協同で、あらかじめ用意してあつた作業を基礎に占領管理下に制定された法律およびポツダム政令の改廃に関するわが方の方針を書きものとして司令部に提出する構想で案を練り、1案をまとめあげた。小畑くんの手によつて2月6日付外務省発総司令部宛覚書も用意された。が、提出の時期も内容も慎重に考慮したがいいということになつて、ダレス使節団の滞在中にはなんらの措置もとられなかつた。

(48)

2月16日夕、総理はマックアーサー元帥と会談された。

この会談は、総理からダレス使節団との会談についてまだ連絡してなかつた事柄を元帥に報告されるのが主目的であつた。当時問題となつていた日本の経済使節団を先方から招待してもらう件についても話された。

さらに、占領改革について総理から日本の考えをのべられ、元帥は改革のうちには極東委員会の決定にもとづくものもあつて自分の意に満たないものもある。日本政府の希望を了承する、と答えた。総理は、改革の調整は占領当局の手によつてなされるのが望ましい。日本政府はどのような調整をしたいと思うかを申しでておきたい。占領終了後日本独自の考えで改廃するようなことは避けたいとのべ、元帥は総理の配慮を多とした。

その日大磯に帰られた総理は、17日朝、次官に電話をされ、占領改革について岡崎官房長官のところで佐藤法務府法制意見長官・条約局長などで協同して研究し確定案をつくるように指示された。

実のところ、占領改革については15日夕目黒官邸で総理の考えをうかがい、16日午前小畑くんの手をかりてエイドメモアールを作成してさしあげ会談の参考に供してあつた。総理は、しかし、上述のようにこの書きものを元帥の手許に残さないで辞去されたのであつた。

15日夕総理は6日付の覚書(案)を長すぎるとしリストA・リストBも簡単にして本文にとりいれるよう、さらに、16日の朝、改廃を要する法律の1項として新たに「家族制度」をとりあげ「日本の社会生活は長い間の伝統の結果である家族制度のうえに発達してきた。ところが、戦後民法の大改正によつてわが国の淳風美俗の根本であつたこの家族制度は全廃される結果となり日本公私の生活に少なからぬ混乱を招いておる。日本人の社会生活は、今なお、この制度を保存しなければ、安定をとりもどし更に発展しえないものがある。それで、日本国憲法の定める個人の基本的権利の尊重の原則の範囲内で、家族制度を保存するため、戦後行われた改正を調整する必要を痛感する」趣旨を追加するよう指示された。

16日午後6時の総理マ元帥の会談に間にあわすよう小畑くんの手で忙しく作成され総理に持参してもらつた16日付のエイド・メモアール—ただし、先方に交付せずに

終つた一は、6日付覚書の本文の2項を削除し3項を2項とし1項の末尾に「再検討を要するこの種の法律および政令は下記のとおりである」の文字をくわえ、これに応じて本文のなかで改廃を希望する法令について次のように述べている。

「A 行政組織および公務員

1 国家行政組織法および各省各府組織法

- (a) 中央行政機構の簡素化をはかりたい。
- (b) 独立委員会制度について国の行政が内閣の責任のもとに行われねばならないという原則に立つて委員会制度に検討をくわえ、独立委員会制度はなるべく廃止することにしたい。

2 国家公務員法

- (a) 一般職と特別職の区別を再検討したい。すなわち委員および顧問ならびにある種の重要な一般職員を特別職にしたい。
- (b) 人事院制度を再検討し内閣との連けいを緊密にしたい。
- (c) 現行の人事院規則に委任する事項を縮小したい。
- (d) 国家公務員の任用・給与・職階等の諸制度について再検討をくわえたい。

B 警察制度

警察法

- (a) 国警自治警察相互間の応援制度その他国警と自治警との間の関係を再検討して両者の協力を密接にしたい。
- (b) 公安委員制度を再検討したい。
- (c) 首都警察の制度を再検討し、および、自治警を維持する市町村の範囲を維持能力あるものにする趣旨で再検討したい。

C 家族制度

日本の社会生活は長い間の伝統の結果である家族制度のうえに発達してきた。ところが戦後民法の大改正によつて日本人の社会生活の根本であつたこの家族制度は全廃される結果となつた。この貴重なる家族制度の保存は社会的秩序と安定を増進することとならう。日本国憲法の定める個人の基本的権利の尊重の範囲内で家族制度を保存するため新民法を修正したい。

D 教育制度

1 教育委員会法

- (a) 存続の問題をふくめて教育委員会制度を全面的に再検討したい。現行法上すべての市町村に必ずこの委員会を設けねばならぬとしている点は至急に改正する必要を認める。
- (b) 公共学校の行政を教育委員会に、私立学校の行政を都道府県知事に委せている二元制度を改めたい。

2 学校教育法およびその関係法令

6・3義務教育制およびその教科内容を再検討したい。

E 経済法

1 独占禁止法

現行法は理想に走りすぎている。日本経済の後進性と資本蓄積の不十分を克服して日本経済の自立を可能にするために現行法の理想に走りすぎている規定を実情に即して緩和する必要がある。

2 事業者団体法

独占禁止法と同様の理由により全面的に再検討する必要がある。

F 訴訟制度

刑事訴訟法

起訴前の勾留期間の制限・採証制度（証拠法の問題）、権利保釈の制度、被疑者および被告人の黙秘権等の点について緩和したい。

G 労働

1 労働基準法

わが国労働事情の現実を著しく遊離し徒らに高きにすぎる理想を追っている規定が少くないため、法律違反を不可避ならしめ、これを黙過する結果かえって法自体にたいする不信を招くおそれがある。また、過度の労働争議の原因ともなっている。それで、各種の事業のそれぞれの現実に即応するようにその内容および適用範囲を再検討する必要を認める。

2 船員法

労働基準法についてのべたと同様の理由で、とくに漁船その他小船舶についての事情をも考慮し緩和する必要を認める」

1951年2月16日付エイド・メモアールの英文は、付録28に収めてある。

17日朝、大磯の総理から電話で井口次官を通じ占領改革につきわが方要請の確定案を作成するよう指示をうけた岡崎官房長官・佐藤法制意見長官・条約局長は19日夜協同作業—ただし岡崎長官の代わりに菅野副長官が参加—して1案をえた。

さらに2月20日の朝、目黒官邸で菅野副長官は、上記の作業にその後同副長官と佐藤長官のふたりで加筆訂正をくわえたものを条約局長に示しその意見を求めた。条約局長は、通読のうえ全然同意である旨を答えた。

3者協同作業の「占領管理下において制定された法令の改廃について」は、前文は16日付エイド・メモアールのそれと同じく、ただそれにつづいて法令改廃の要請につき法律とポツダム命令について適確に記述し別に行政組織の改正について具体的にのべている。全文は、付録29に収めてある。

なお、2月16日の総理マ元帥会談の要旨は、付録30に収めてある。